

適用期間
令和5年8月～
令和6年7月診療分
対象年齢：70歳未満

決 裁	専務理事	事務局長	係 員
年 月 日 決定			

- ア
 イ
 ウ
 エ
 オ

国民健康保険 限度額適用認定 申請書
限度額適用・標準負担額減額認定

東京都弁護士国民健康保険組合 理事長 殿

下記のとおり申請します

令和 年 月 日

適用 対象者	被保険者	記号	84-	番号	
	氏名				
	個人番号(※)				組合員との 続柄
	生年月日		年	月	日
申請者 (組合員)	自宅住所				
	氏名				
	個人番号(※)				
	電話番号 (日中の連絡先)	(自宅・携帯・事務所)			()

※ 非課税世帯で長期入院(申請日の前1年間の入院日数91日以上)該当者のみご記入ください。

①	申請日の前1年間の 入院期間・日数		年 月 日	～		年 月 日	日間
	入院をした 保険医療機関等	名称					
		所在地					
②	申請日の前1年間の 入院期間・日数		年 月 日	～		年 月 日	日間
	入院をした 保険医療機関等	名称					
		所在地					

個人番号制度の情報連携で所得区分の確認ができない場合は、当組合加入者全員分の住民税の令和5年度課税(非課税)証明書の添付が必要になります。
なお、上位所得者(ア)に該当する場合は、次の欄に署名いただき課税証明書の添付を省略できます。

上位所得者(ア)記入欄

私及び私の世帯の令和4年の所得は、上位所得世帯(基礎控除後の所得901万円超)となりますので、令和5年8月から令和6年7月診療分に係る高額療養費支給申請に係わる所得区分については、上位所得者(ア)として、申請することを届け出します。

組合員 氏名 _____

認定証の郵送先についてご記入ください。(簡易書留郵便で郵送します。)

自宅

事務所

その他

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

組合 使用 欄	交付年月日		発行期日		から有効
	有効期限		保険料収納状況		滞納 無・有
	長期入院		該当・非該当		長期該当年月日

(※)個人番号を記載の場合は、組合員の番号確認及び身元確認書類の添付が必要になります。

国民健康保険限度額適用認定申請について

「高額療養費制度」は同一月の医療費の自己負担額が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、高額療養費としてその超えた分が支給される制度です。

医療機関の窓口で保険証と「国民健康保険限度額適用認定証」(以下「認定証」)を提示することにより、医療機関単位(医科・歯科・調剤薬局・外来・入院は別々に計算)で自己負担限度額までの支払いとなります。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

●認定証の発行について

「国民健康保険限度額適用認定申請書」にご記入のうえ、必要書類を添付して、当組合にご郵送ください。

窓口で認定証の発行をご希望の方は、即時に発行できない場合がありますので、事前にお電話で当組合にご連絡ください。

●添付書類について

個人番号・身元確認書類

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(個人番号法)」に基づき、個人番号を利用する手続きでは、組合員の本人確認(番号確認と身元確認)が必要となります。

①個人番号確認書類の写し いずれか1点

個人番号カード、個人番号が記載された住民票

②身元確認書類(公的機関が発行している顔写真付きの身分証の写し)いずれか1点

運転免許証、パスポート、個人番号カード、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書等

上記の顔写真付きの身分証がない場合

健康保険証、年金手帳、介護保険証、医療受給者証、児童扶養手当証書、印鑑登録証明書、納税証明書等

☆個人番号カードの両面の写しの場合は上記①②の確認ができます。

個人番号の記載が困難な場合

個人番号がわからない場合など、記載が困難な場合は、個人番号の記載が無くても申請を受理します。

この場合は個人番号確認書類・身元確認書類の添付は不要です。

個人番号制度の情報連携で所得区分の確認ができない場合は、当組合加入者全員分の住民税の令和5年度課税(非課税)証明書の添付が必要になります。ただし、上位所得者(ア)に該当する場合は、上位所得者(ア)記入欄に署名いただき課税証明書の添付を省略できます。

●所得区分について

区分	所得要件	自己負担限度額
上位所得(ア)	旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当 140,100円]
上位所得(イ)	旧ただし書き所得 600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当 93,000円]
一般所得(ウ)	旧ただし書き所得 210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
一般所得(エ)	旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円 [多数該当 44,400円]
低所得(オ)	住民税非課税	35,400円 [多数該当 24,600円]

[多数該当] 同一世帯で、直近12か月間に支給該当回数が4回以上あったときには、4回目からは上記の一定額を超えた額が支給されます。

※「旧ただし書き所得」は基礎控除後の所得となります。「旧ただし書き所得」の計算式(国保加入者ごとに計算し合算します。)

旧ただし書き所得 = 総所得金額等(*) - 基礎控除(43万円)

(*)総所得金額等…前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物などの譲渡所得金額などの合計。

ただし、退職所得は含まず、雑損失の繰越控除はしません。

●診療年月と年間所得の関係について

令和5年8月~令和6年7月診療分については、令和4年の所得により判定されます。

☆ご不明の点等ございましたら、組合事務局(TEL03-6432-4701)までお問い合わせください。

電話受付時間:平日午前9時30分から正午、午後1時から16時30分